

東海村情報公開の新条例が7月1日(月)から施行されます

東海村情報公開条例の公布から20年が経過することから、より適正な情報公開制度とするため3月に条例を改正し、7月から新条例を施行することとなりました。

問い合わせ▼総務課総務法制担当(☎282-1711 内線1312)

■「情報公開制度」とは

村が保有している行政文書(個人情報などの一部を除く)を、開示請求できる制度です。

開示を希望する際は、行政文書開示コーナー(総務課(役場行政棟3階)内)での手続きが必要となります。

■手続きの流れ

- ①行政文書開示コーナーまたは担当課へ、行政文書の開示希望の意思を伝え、行政文書の件名を確認する。
- ②行政文書開示コーナーに**行政文書開示請求書**を提出する。
- ③担当課より決定通知が送付された後、行政文書開示コーナーで閲覧または写しの交付を受ける。

✂ 改正のポイント

- 定義**…「情報の公開」を「行政文書の開示」に改め、行政文書の範囲を明確にしました。
- 文言**…不開示となる情報(個人情報や法令により公にすることができない情報等)をはじめ、条例全体の文言を見直しました。
- 開示手続き**…開示請求書に形式的な不備があった場合の補正手続などを追加しました。

■手数料

写しの交付を受ける場合は、手数料(右表参照)を納付する必要があります。※閲覧は無料です。

【片面1枚あたりの手数料】

	サイズ	手数料
白黒	A4	10円
	A3	20円
カラー	A4	20円
	A3	40円

安定ヨウ素剤配布に当たっての配布会を開催します

茨城県と東海村では、「原子力災害対策指針」等に基づき、東海第二発電所からおおむね5キロメートル圏内の居住者を対象に、安定ヨウ素剤の説明と配布を行います。**7月上旬(早まる場合があります)**に郵送される「令和元年度安定ヨウ素剤配布会ご案内」に同封の**チェックシートと受領書(整理券裏面)**をお持ちください。

※▽チェックシートと受領書は、記入済みのものをお持ちいただくと、配布を受けるまでの手続きがスムーズに進みます。▽郵送資料を紛失された場合は、整理券等を再発行しますので、配布会当日に受付へお伝えください。

期日等▼

期日	時間	場所
7月14日(日)		
8月3日(土)	午前9時～11時30分、 午後1時～4時30分	総合福祉センター「絆」
8月31日(土)		
8月22日(木)	午前11時～午後6時30分	原子力視察研修室(役場行政棟5階)

○午前9時～10時ごろは混み合うことが予想されます。

対象▼村内在住で、安定ヨウ素剤の配布を受けていない、または過去に配布を受けた安定ヨウ素剤の使用期限が切れた方

その他▼▽すでに説明を受けた方は、「整理券」(郵送資料に

「安定ヨウ素剤」は、「放射性ヨウ素」による甲状腺内部被ばくを抑える効果のある医療用医薬品です。原子力災害が発生した際、迅速に服用できるよう、医師等が服用の適否を判断した上で事前に配布するものです。

同封)裏面の「説明内容再確認欄」へのチェックにより、説明を省略することができます。▽世帯代表者1人(18歳以上)が世帯分を受け取る場合は、全員分の整理券とチェックシート、お手持ちの丸剤(すでに配布済みの方のみ)、ゼリー剤(使用期限が2019年8月末のもの)を忘れずにお持ちください。

問い合わせ▼▽配布会全般に関すること…茨城県薬務課(☎301-3384) ※安定ヨウ素剤は、日立市と那珂市で行われる配布会でも受け取ることができますので、詳細はお問い合わせください。▽配布会の日程や会場に関すること…防災原子力安全課消防防災・原子力安全担当(☎282-1711 内線1522)

